

企業診断ぐんま NEWS

発行 社団法人 中小企業診断協会群馬県支部 支 部 長 丸橋 正幸
371-0036 前橋市敷島町 244-1
編集責任者 広報委員長 長崎廣行

第 1 6 号 新年号 平成21年1月



新年にあたって

支部長 丸橋正幸



新年明けましておめでとうございます。新春にあたって、昨年私たちの身の回りでおきたいいくつかの事と、診断士としての私の考えを述べてみたいと思います。

昨年の国内の経済は、米国のサブプライムローン問題の影響に始まり、前半は燃料、原材料、製品、食品等の素材から生活用品に及ぶ投機的な高騰（インフレ）がありました。しかし9月15日に、米国の投資会社、リーマン・ブラザーズの倒産を期に、世の中が一転して冷え込み、燃料、素材等の急落と自動車、電機等の基幹製品市場の縮小（デフレ）と、そこで働く労働者の雇用不安が年末に至まで続いております。

その中で特に驚いたことは、昨年前半のニュースで取り上げられたアラブ首長国連邦のドバイのことで、オイルマネーの流入で、猛烈な勢いで建設ラッシュに沸き、発展を続けてきた国が、この数ヶ月間の投機マネーの撤退で、12月には建設用のクレーンが止まってしまったという新聞報道です。

また、私達コンサルが『トヨタ生産方式』として経営、業務改善の手本としてきたトヨタ自動車が、一昨年は2兆円もの利益を出しながら、昨年の世界経済の激変で在庫が10ヶ月も抱える地域が発生し、一部の工場の操業停止と多数の期間従業員の解雇を行い、今年度は1500億円もの赤字になるとの報道があったことです。まさに昨年の世界経済、日本経済は、米国を発信源とする経済の波に翻弄された1年であったと感じました。

しかしこの様な世の中の暗い事とは別に、診断協会群馬県支部の中では明るい話題が幾つかありました。まず、10月30日に長塩英雄名誉支部長が長年に渡る中小企業診断士としての足跡と、12年間に渡る支部運営の功績が評価され、県内診断士としては初の「群馬県功労者」の榮譽に輝いたことです。長塩英雄名誉支部長おめでとうございます。次に、昨年支部会員が80名に達したことです。支部発足49年間で一度も到達できなかった数字です。しかも女性会員（吉川さん）が1名増え3名になったことです。サービス部門の診断では、どうしても女性会員の目で見えていただきたいことが沢山あります。3名の女性診断士さん、よろしくお願ひします。もう一つは、茂木会員に男の赤ちゃんが誕生したことです。子供を生み育てられる若い会員がいることは嬉しいことです。茂木会員には育児と仕事を両立させて頑張ってもらえることを切望します。

さて、診断協会群馬県支部の運営についてですが、昨年6月7日の支部総会において、新執行部体制が承認されスタートして早くも6ヶ月が経過しました。大きなトラブルもなく会員の皆様と役員の方々の協力を得て、支部事業は予定通りに進捗しております。

主な事業の経過ですが、「理論政策更新研修」、「支部研修」は森山研修委員長の下で9月、10月に実施し一定の評価を得ました。新事業として「診断実務従事事業」を金融機関の協力を得て矢島活動強化委員長の下で実施しました。新事業でしたので関係者は大変なご苦労があったものと思いますが、12月に診断2企業に報告書を提出し終結に至りました。

これから終結を向かえる事業ですが、群馬県から「障害者授産施設7ヶ所の診断（障害政策課）」、「建設業未来戦略冊子編集（監理課）」、「建設業出張相談50回（監理課）」事業を受託し、吉永事業委員長の下で実施しています。他の事業と比べると事業期間と事業規模も大きく納期も今年2～3月に集中しており、報告書の仕上がり具合が、今後の群馬県支部と個々の診断士の評価につながる大切な時期にきております。関係者一同の協力と奮起により、苦しいこの時期を切り抜けましょう。

支部公報の発行（7月、1月）及び支部ホームページの改定を長崎広報委員長の下で実施しました。ホームページは以前のものと比較すると大変見やすく、外部の方へ支部及び支部会員のアピールのツールにもなりました。支部交歓会を鴻上交流委員長の下で7月実施、2月予定しております。交歓会の目的は関係機関（県、市、商工団体、金融機関等）との交流により、支部と個々の会員を知ってもらい受注開拓に結びつける事です。さらに平成21年度中に支部50周年事業を計画しております。その関連も含めて関係機関との交渉にあたっています。

以上の他に、本部マスターセンター補助・調査研究事業（阿久澤リーダー）、観光地活性化研究会（吉永リーダー）、企業再生研究会（戸塚リーダー）、食農・地域資源活性化に関する研究会（川村リーダー）、事業承継ビジネス研究会（矢島リーダー）等の研究会が毎月活動しております。企業内診断士、独立診断士で研究会への参加を希望される方は、何時でもリーダーにお問い合わせ下さい。

最後に我々診断士がプロコン（プロの診断士）になれるかどうかについて、私のまだ浅い8年間の経験の中でお話をします。

まずプロコンになるにはチャンスに経験を積むことと、日々診断士として必要な知識の習得に励むことのみだと思えます。この点で一部の若くして診断士資格を取得し、独立した後に行き詰まる方がおられます。しかし、若くて社会経験が少なければ診断士に向かないと言う訳ではありません。私より10歳、20歳若くして立派な仕事をやっている診断士は県内、県外を問わず沢山おります。

彼らに共通する点が何かと言うことですが、それは診断士が手掛ける仕事の性格を考えれば明確です。国家試験に合格した「士業」と言われる仲間の中で、診断士の仕事は唯一法律で縛られる業務ではありません。つまり診断士の印を押さなければ通らない書類は無いのです。裏返せば仕事の範囲は無敵大ですが、診断士はある分野に精通し、その分野での問題解決能力と、文書作成能力を求められています。つまり、仕事の依頼を受けた場合に、このことをやり抜く能力がある仲間が依頼人からの評価を得て成功しているのです。

上記の理由から、診断協会群馬県支部は支部会員のための研究会の開催と、診断士が診断経験を積むための事業を行っております。土・日開催のものもありますので今まで参加していない会員の参加も歓迎します。

平成21年元旦

中小企業診断士として初の群馬県功労者に

名誉支部長 長塩 英雄

昨年、秋たけなわの10月30日私は県庁正庁の間にて平成20年度群馬功労者33人の一人として表彰を受けました。この県功労者ですが、実は支部創立49年目にして診断士としては初めての対象・受賞であります。私はそこに意義を感じております。

私のこの春退任する迄の支部長歴は12年ではありますが、この間だけを見ましても経済や社会システムの激変する中における活動でありましたので、極めて変化に富んだ期間でありました。取り分け中小企業診断士の存在はその昔、設備近代化資金や高度化資金貸付け制度の一環として計画の妥当性を判断する診断事業、或いは中小企業に対する経営合理化の普及等を目的としての診断事業が在った時に比較すると格段に、その存在が薄れていたと私は思っております。そこに診断士の法定化に伴う経営コンサルタントとしての中小企業診断士の位置付けとなったもので、方向性を見出だす迄は些か自信の無い期間が在ったことは否定出来ません。そこで私が打った手は診断協会会員のみ加入出来る群馬県中小企業診断士会の設立であります。これは結果的に大成功を見る訳ではありますが、この診断士会の活動を梃にして診断業務受注活動を活発化して今日に至っております。

因みに群馬県各部からは大型の診断事業を相次いで毎年受注するところとなり、この取り組みに診断士も診断事業対応の研究から始まり、事業の完成に向けて精力的に且つ注意を怠らずに居りましたので発注元の信頼も頂いて、この頃より県内最大最強のコンサル集団と評価されることになりました。大変有り難いことでありまして、予期以上の成果が得られたと考えております。これこそ中小企業診断士が自らのために結束して厳しい環境をしっかりと認識し事態に対処した賜ものであり、証しであると喜んでおります。

そしてこの度の功労者選考理由の一つに県中小企業診断士会の設立が評価され謳われているところからも診断士会は社会的に認知されたと思っております。又、国に於いては民法34条法人の抜本的改革が検討されており、この経過並びに進展如何によっては県中小企業診断士会が俄かに脚光を浴びる可能性も孕んでいるとみております。

次に診断士業務は共同提携して取り組むことが多い訳でありますので、診断士間の交流に力点を置いて来ました。具体的には懇親パーティの定期的開催ですが、かつて見られなかった程の参会者のご来賓のご出席が見られて、会を追って盛会となり、その中から金融機関との業務提携が具体化したり、診断士への理解が一層高まってきております。その象徴として、ご来賓からは診断士会のパーティ出席はステータスを感じると最大級の賛辞を頂いているところからも成功したと受け止めて良いと考えております。更に活発な活動をされている診断士を中心にした診断士合同事務所の開設です。これは支部事務所に隣接しての設置でありますから交流連携にも効果的に機能しておりますので、今後においても支部活動は勿論、診断士活動の中心的な存在として機能し発展して行くものと期待しております。このような支部活動を基盤にして今後においても診断士の各種の表彰受賞が期待されると考えております。診断士の尚一層の活躍と更なる奮起を祈念しています。

委員会便り

【事業委員会】

事業委員長 吉永 哲也

今年度の事業委員会の主な事業と経過は以下の通りです。会員皆様の積極的な参加をお願いします。

- ①平成20年度マスターセンター補助調査・研究事業への取組み。
テーマ「農業・観光等の地域資源を生かした中山間地域の活性化の可能性」
調査委員：阿久沢 豊、川村 明正、鴻上 まつよ、木暮 昌弘、戸塚 栄三郎、福島久、森山 亨（7名）
調査期間：6月スタート、平成20年中にまとめて、平成21年1月報告書完成予定。
- ②授産施設診断7ヶ所 群馬県障害福祉課より受注。各施設2名で担当し、8月勉強会を実施して2月までに報告書提出予定。
- ③建設業出張相談50回 群馬県県土整備部より受注。期間は4月から平成21年3月までの予定。11月現在8企業相談実施。（相談実務ポイントの付与事業）
- ④建設産業「未来への戦略」ガイド冊子 群馬県県土整備部監理課より受注。冊子編集は7名、建設産業経営診断フォローは50社を11名で担当。期間：7月に開始し平成21年1月最終原稿提出する予定。
- ⑤契約団体との事業推進 前橋市 沼田市 2金融機関からの診断、相談に対応する。
- ⑥群馬県支部会員の「キャリアMAP登録」への登録を推進し、関係団体からの要望に適切な人材を派遣する。登録様式の見直しを行い、平成21年1月から実施予定。
- ⑦支部内に実務に直結した研究会活動を進め、会員のスキルアップと事業化を行なう。
「観光地活性化研究会」、「企業再生研究会」、「行政支援コンサルティングスキルアップ研究会」に次いで「事業承継ビジネス研究会」を立ち上げ。
- ⑧群馬県産業経済部主催の「おすすめサービス体験フェア」（平成20年10月18日実施、5名参加）及びその他の行政機関が主催するイベント等に参加し、窓口相談コーナーを開設し、経営等の相談に対応する。（相談実務ポイントの付与事業）

【交流委員会】

交流委員長 鴻上 まつよ

交流委員会の活動は、毎期7月と2月に開催する「交歓会」の企画・運営が主です。今年度も7月4日に開催し、多数のご来賓および会員の方々にご参加いただきました。今後は、2月6日の賀詞交歓会に向け準備を進めると共に、今回から新たにご招待する来賓の方々へご挨拶に伺います。また、当支部は来年度50周年を迎えます。新しい時代に即した周年行事が開催できるよう、交流委員会にて企画案を出す予定です。皆様のご協力をお願い致します。

【研修委員会】

研修委員長 森山 亨

明けましておめでとうございます。

とは申せ、百年に一度と言われる世界同時大不況が進行中で、われわれや関係先の中小企業にどのような影響が及ぶのか、全く読めない状況だけに不安は尽きませんが、確実に言えることは中小企業診断士にはより高度な専門的能力や知識が求められることだけは間違いありません。

その意味で会員相互が研鑽する研修会や研究会の重要性は増すばかりだと思います。ついでには会員各位におかれては、ご自身の実践や研究の成果を積極的に会員に発表し討論して頂き、全体のレベルアップにご協力下さるようお願いしています。講師を希望される先生は当委員会にご連絡下されば研修会開催の段取りを行いますのでよろしくお願い致します。

なお平成20年度に研修委員会が実施した研修会は次の2つでした。

■支部研修

9月13日

「人事ドック・チーム目標管理・速効問題解決法・良い習慣を身につける方法論」

講師 川上 金四郎氏

「M&A OR 自社工場 意思決定の事例研究」

講師 竹中 栄一氏

■理論政策研修

10月19日

「新しい中小企業政策について」

講師 群馬県商政課 課長 戸塚 俊輔氏

「中小企業の経営革新計画支援とフォローアップ」

講師 丸橋 正幸氏

「中小企業の内部統制」

講師 下田 秀之氏



(平成20年10月19日の理論政策研修会)

【活動強化委員】

活動強化委員長 矢島 治夫

活動強化委員会は20年度に新しく発足した委員会です。今年度は3つのテーマで活動しております。

(1) 第一のテーマは「診断実務従事事業(付与ポイント 6ポイント)」の立ち上げです。

1. 日程 9月～12月(受講者の募集 8月中)

2. 参加者 7名(全員 企業内診断士)

3. 指導員 活動強化委員会の中に支援チームを設置し対応

支援チームメンバー(木元、戸塚、松田、矢島)に丸橋支部長が副指導員として参加(初めての事業であり、全般を統括)

参加者が全員企業内診断士のため土・日を利用し、参加し易いスケジュールにしました。診断士の資格を維持するために、本事業は不可欠であり、さらに充実して行きます。

(2) 第二のテーマは「友好団体との事業機会の拡大」についてです。

診断士が他のコンサルタントと差別化できるのは、地域と共に歩み、地域に貢献して行く職業であるからと考えています。

地方公共団体をはじめ経済諸団体との活動に積極的に協力し、支部の事業機会の拡大に結びつけて行きたいと思えます。

(3) 第三のテーマは「中小企業診断士会の活動方向の明確化」についてです。

公益法人の見直しが進む中で現状のように公益法人を維持することは厳しいと認識しております。この問題は法人格に係わる問題であり、少し時間をかけて検討して行きたいと考えています。

経済・社会の大きな変革のなかで、支部診断活動の充実のため、少しでもお役に立つ委員会にしたいと思えます。

【広報委員会】

広報委員長 長崎 廣行

支部ホームページをリニューアルオープンしました。 <http://www.g-smeca.jp>
経営者の皆様や診断士への情報提供、会員相互の連絡などのため、従来にも増して、より一層活発な活動に利用したいと考えています。RSSを利用したトップページの自動更新機能、会員限定情報のパスワード化、アクセスログ解析、SEO対策などの機能アップを図りました。更に、コンテンツの充実が重要です。ページの追加も可能ですので皆様のご要望を取り入れ、今後、有効に活用したいと考えています。ご意見・ご要望は、広報委員会までお寄せください。

中小企業金融を考える

新井 伸章



昨年の世界経済は、リーマン・ブラザーズ証券の破綻が世界中を震撼させ、その影響を受けた世界的大企業の信用不安が未だに報じられています。

政府は、急激な経済環境の変化に対応すべく、中小企業対策とし「緊急保証制度」を実施しております。これは、かつて平成10年から行なわれた「中小企業安定化特別保証制度」（以下安定化保証）以来のものであります。

「安定化保証」が開始された平成10年当時、私は某支店の支店長として現場の最前線におりました。当時は、初めての制度に戸惑いながらも信用保証枠の獲得合戦を繰り広げておりました。結果は、同制度を利用された各中小企業で様々ではありますが、その後の信用保証協会の代位弁済実績推移を見ればおよその見当はつくものであります。ゴーイングコンサーンとして中小企業が事業を継続するために経営資源たる「資金」は必要不可欠ではありますが、それによってすべてが満たされるわけではありません。

その後、平成15年3月には金融庁「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」と題する報告書が作られ、地域金融機関がリレーションシップバンキングの中心的な担い手となるべき必要性が示されました。同時に金融庁「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、リレーションシップバンキングの機能強化のために金融機関が取り組む具体的な項目等が打ち出されております。更に、平成17年3月には、金融庁「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」が出され一定の成果を挙げております。中小企業と中小企業金融の担い手である地域金融機関との連携による取り組みがようやく緒に就いた感があるところであります。

中小企業金融に対する各施策が一定の成果を挙げつつある反面で、現場の第一線にいて感じることは、各中小企業経営者自らの時代認識の錯誤や旧態依然とした経営への依存体質、地域金融機関の目利き人材養成の遅れであります。リレーションシップバンキングから地域密着型金融の推進、ハンズオンの融資態勢確立の必要性等の課題解決には、経営に関する一定の知識・経験等を有する第三者の活用が有効であり、そこには中小企業診断士の活躍の場が広がるものと考えます。

中小企業の円滑な資金調達を困難にしている「情報の非対称性」を緩和するために、中小企業の多くが苦手とする経営情報の開示や借りた後の貸し手のモニタリングを容易にする関係構築の役割を担う中小企業診断士の存在は、今後ますます広がっていくものと思われます。中小企業診断士には、それぞれの中小企業を人事組織・マーケティング・生産・財務・情報システム等の側面から多面的に診るノウハウやスキルが備わっているはずで

昨今の緊急経済措置の場面でのパッチワーク的対応は論外として、日本企業の多くを占める中小企業が新しい経済社会でその活力を回復し、経済成長の担い手として発展してゆくためには、中小企業診断士の機能発揮が望まれるものであります。金融機関側にいる私としては、各金融機関の人材育成に差こそあるものの、全体としての目利き人材の育成が十分でないことへの危機感が払拭できておりません。今後は、地域において中小企業、地域金融機関、中小企業診断士が連携をさらに強化することで、中小企業が成長するための必要資金がスムーズに流れ、借り入れた中小企業からは正確且つ十分な経営情報が貸し手

側にタイムリーに流れる関係が構築されることを切に希望しております。

最後に、地域金融機関に勤務する中小企業診断士として、今後も地域経済発展に貢献していく覚悟であることを表明して筆を置きます。

一士一声

メンタルヘルスと安全配慮義務

金井 辰美



会社の安全配慮義務

08年3月1日より施行された労働契約法第5条に安全配慮義務は、以下のように明文化された。「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」

条文にもあるように、それが労働契約に基づく会社の付随的義務であることについて最高裁判例は、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務」として確立している。その内容は、労働契約から会社側に付随的に課せられる安全配慮義務を講じないことにより債務不履行責任を追及され、事後的に損害賠償等が発生する可能性もある、ということである。既述の安衛法上の義務より広い範囲を想定している。

会社の安全配慮義務の具体的内容は、労働者の職種、労務内容、労務提供場所等安全配慮義務が問題となる当該具体的状況等によって異なるべきであり、個別事案によって適切な範囲で義務を果たすことになる。

またこの安全配慮義務を免除する合意は、人命・安全の存否にかかわる義務という性格から、就業規則、労働契約等いかなる方法をもってしても公序良俗違反として無効となるものと考えられる（民法90条・91条）。

メンタルヘルス不調の観点から見ると、会社は①労働者の職種②職務内容③労務提供場所（メンタルヘルス不調の場合、特に労働者と信頼関係を有する主治医に通院することが重要であり、主治医に通院することが困難な遠隔地配転はできるだけ避けるべき）④時間外労働、休日労働の有無および程度⑤同僚、上司による支援の有無及び程度一など、労働者の配置について、適切なものとするのが求められる。

従業員の安全配慮義務

会社が安全配慮義務を尽くしても、労働者が会社の安全配慮義務の履行のための具体的措置に協力しなければ健康障害を防止できない。さらにメンタルヘルスにおいては、職場環境だけでなく、私生活上の夫婦・親子・交友関係等も影響し、それらの適切なコントロールなくしてメンタルヘルス不調を防止しきれものではない。

これらの労働者自身の義務が問題とされるのは、採用段階から、毎年の定期健康診断受診やそれを踏まえた会社による業務軽減等の措置への協力義務、休職期間満了による雇用関係の終了や、その後の補償義務の存否・範囲など、多様かつ長期にわたる。

具体的な内容としては、健康情報開示協力義務、健康診断受診義務、療養専念義務等が考えられる。これらの義務に違反している場合、労災の損害賠償請求等の過失相殺や雇用関係の終了の場面において、大きな影響を与えると考えられる。参考に判例を以下に示す。

※受診命令拒否による解雇

・大建工業事件（大阪地裁・93年4月16日）

うつ病による休職期間満了後の勤務状態不良と健康状態の把握への協力拒否等を踏まえ、普通解雇が認められた。

特別な受診義務規定がないにもかかわらず、健康状態の把握への不協力を解雇事由に挙げているところから、復帰可能性のための企業指定医師による医学的判断への協力義務、メンタルヘルス面での自己健康管理義務が認められたものと解される。

一士一声

点と点を繋ぐ

平田 由幸



私は、2007年4月に診断士の登録をして、現在は製造業の開発部に勤務している企業内診断士である。

半年程前に、アップルの創業者「スティーブ・ジョブスのスタンフォード大学の卒業式でのスピーチ」をたまたまインターネットで見つけ、感動し幾度となく視聴してきた。

この中で、ジョブスは次の3つのことを卒業生に向けて話している。①点と点を繋ぐ ②愛と敗北 ③死に対する意識。

私はこの中で「点と点を繋げる」というパートが特に好きで、次のような解釈をしている。「無駄なことなど何もない。直ぐに意義を見出せなくてもその時々で、自分の目の前に全力を注げば、後々必ず役に立つ時が来る」

話しかわるが、診断士の登録をしてから約2年が経過しようとしている。診断士になるために、試験勉強や実務補修を通して学んだことは実に多い。しかし、日々のサラリーマン生活の中で、これらの学んだことを今ひとつ活かし切れていない気がしており、もやもやとした思いが日に日に増していた。本当に診断士になった意義があったのだろうか？

そんな折、会社を経営していた父が突然他界した。残された従業員の中に会社経営を出来る従業員がおらず、急遽、当面の間は私が経営することになった。普段のサラリーマンの仕事では殆ど行わないようなことを次々に行う必要があった。

- ① 財務状況や会社が現在置かれている状況の把握
- ② 会社全体の問題や課題の抽出
- ③ 引先や会計事務所への説明や折衝
- ④ 従業員との対話やモチベーションの向上
- ⑤ 務効率向上の施策実行 等々

その殆どが、診断士になっていなかったら到底出来なかったことだ。まさに点と点が繋がった瞬間であった。「診断士になってよかった」心の底からそう思った。

残念ながら3ヶ月後、会社は別の同業者に譲ることになった。しかし、本当に良い経験をした。特に、経営者の観点や苦悩を少しでも体感出来たことは貴重だと感じている。いつかきっと次の点と繋がる時が来るだろう。

この先の「診断士としてのビジョン」は未だ明確に描けていない。しかし、まずは現在の仕事や研究会の活動に全力を注ぐことで、いつか何らかのかたちで診断士として社会貢献をしたいと考えている。

【各研究会・勉強会】の PR

観光地活性化研究会(通称 ONSENKEN)

リーダー 吉永 哲也

支部会員の皆様 明けましておめでとうございます。
観光地活性化研究会の昨年の活動を報告し、会員皆様のご協力をお願いします。
定例として月一回の研究会を第三日曜日に開催しています。議題は、会員の活動報告、タイムリーな情報報告、観光地活性化研究会の営業活動や今後の研究会の方向性等です。
昨年は1月から11月まで行ない、12月は忘年会で代行しました。
会員の活動報告の一助と研究の材料にすべく、温泉旅館宿泊も行なっています。会員が関与している温泉旅館を4軒ほど経験しました。
平成19年までに開催された群馬大学大学院社会情報学研究科の観光 UFO も連続して受講しました。
また、営業活動として各温泉旅館協同組合や商工会などを訪問してセミナー開催の売り込みを行なっています。
観光地活性化研究会の「うり」は地元のプロ集団（中小企業診断士）が行なう観光地、旅館・ホテルの経営改善・建て直しです。
研究会の夢は、研究会として旅館・ホテルの経営診断を受けて経営を再建・繁盛させることや有料セミナーの開催です。
研究会発足から3年経過しましたが、今年こそ実りある一年にしたいと一同頑張ります。

企業再生研究会(通称 SAISEIKEN)

リーダー 戸塚 栄三郎

企業再生研究会は平成19年7月に立ち上がり、今年度が2年目になる研究会です。現在会員数は24名で、活動は月1回（第3日曜日午前10:00～12:00が基本、前橋プラザ元気21の5階学習室を借りて行っています。
研究会は、企業を再生させる手法等再生に関する様々な知識を身に付け、実際の再生現場で力を発揮できるようになることを目的としていますが、実際の再生現場に係らない会員も多いので、中小企業診断士としての資質の向上と自己啓発の場の提供という目的も兼ねています。今年は2年目ということで、事例研究を主体としていますが、外部講師を招いて講演会を行ったり、時には懇親会で親交を深めたりもしています。

事業承継ビジネス研究会

リーダー 矢島 治夫

国の中小企業施策のなかでも中小企業の事業承継への支援政策・事業がスタートしており、この「時代の要請に応えられるスキルを持つ診断士の要請」を目的に研究会を設置しました。第1回は11/9（日）税理士 鈴木秀幸先生に「事業承継を成功させるポイント」について経験豊富な立場から講話をお願い致しました。
今後は月1回勉強会方式で研究会を進め、診断士として事業承継支援に役立つような研究会にしたいと考えています。

マスターセンター補助調査・研究事業

リーダー 阿久澤 豊

「農林業・観光資源を活かした中山間地活性化の提言」のテーマで7名のメンバーで片品村の調査研究に取り組んでいます。農林業者や民宿・旅館・ペンションの経営者にアンケート調査を村役場、商工会、農協の協力を得ながら実施しました。農協組合長や民宿の女将さんや商工業者にヒヤリングを行う中で地域の課題や先駆的な事例を発見しメンバーで話し合いを進めています。現在、政府が力を入れている地域資源活性化事業や農商工連携のプロジェクト案を成果として提言したいと考えています。

MG-21 勉強会

リーダー 長崎 廣行

会員は現在14名です。毎月の第3木曜日、午後6:30～9:00に群馬県公社総合ビルの2階特別会議室で勉強会を開いております。アットホームな雰囲気 워크ショップです。発表課題は特に決めておりません。入会希望の方は長崎まで連絡ください。

【編集後記】

新メンバーでの広報編集は、これで2回目になります。今回の編集作業で良かった点は、広報16号を発行予定日の元旦に支部会員に届けることができたことです。しかし、広報委員会メンバーとの意見交換をする時間が十分でなかったことが反省点です。スケジュールの立て方に問題がありましたので、次回から改善してゆきます。

今年からホームページを更新します。それに合わせて、広報委員会メンバーで「広報とホームページのあり方」を検討してゆきます。

(広報委員会 長崎 廣行、芳賀 知、茂木 三枝、渡辺 英男)